3　長官権限のうち法第百九十二条の二の規定による権限（法第百七十八条第一項各号に掲げる事実のいずれかがあると認めるときにおける当該事実に係る法令違反行為（法第百九十二条の二に規定する法令違反行為をいう。第四十四条の四の二において同じ。）を行つた者に係るものを除く。以下この項において同じ。）は、委員会に委任する。ただし、公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合における当該権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

第三十九条第二項第十六号中「第二十六条」を「第二十六条第一項」に、「含み、前条第一項の規定により委員会に委任された権限を除く」を「含む」に改め、「検査」の下に「（前条第一項の規定により委員会に委任されたものを除く。）並びに法第二十六条第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による報告の求め（前条第一項の規定により委員会に委任されたものを除く。）」を加える。

第四十条第一項第三号中「委任されたものを除く。）」の下に「並びに法第二十七条の二十二第三項（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による報告の求め（第三十八条の二第一項の規定により委員会に委任されたものを除く。）」を加える。

第四十一条第一項第三号中「第二十七条の三十」を「第二十七条の三十第一項及び第二項」に改め、「委任されたものを除く。）」の下に「並びに法第二十七条の三十第三項の規定による報告の求め（第三十八条の二第一項の規定により委員会に委任されたものを除く。）」を加える。

第四十二条第一項第十三号中「第百八十七条」を「第百八十七条第一項」に、「処分（」を「処分及び同条第二項の規定による報告の求めのうち」に改め、「に限る。）」を削り、同条第二項第二十号及び第七項第十号中「第百八十七条」を「第百八十七条第一項」に改め、「処分」の下に「及び同条第二項の規定による報告の求め」を加える。

第四十三条第一項第十号、第二項第十二号及び第七項第十号中「第百八十七条」を「第百八十七条第一項」に改め、「処分」の下に「及び同条第二項の規定による報告の求め」を加える。

第四十三条の二の二第一項第十四号中「第百八十七条」を「第百八十七条第一項」に、「処分（」を「処分及び同条第二項の規定による報告の求めのうち」に改め、「に限る。）」を削り、同条第四項第十号中「第百八十七条」を「第百八十七条第一項」に改め、「処分」の下に「及び同条第二項の規定による報告の求め」を加える。

第四十三条の三第一項第四号中「第百八十七条」を「第百八十七条第一項」に改め、「処分」の下に「及び同条第二項の規定による報告の求め」を加える。

第四十四条の二第一項中「第百七十七条」を「第百七十七条第一項」に改め、同条第二項中「第百七十七条第一項」を「第百七十七条第一項第一号及び第二号並びに第二項」に、「同項」を「前項」に改め、同条第三項中「第百七十七条第二号」を「第百七十七条第一項第三号及び第二項」に、「同項」を「第一項」に、「同条第二号」を「同条第一項第三号」に改める。

第四十四条の三第二項中「及び第二項」を「、第二項及び第三項（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）」に改める。

第四十四条の四の次に次の一条を加える。

（委員会の法令違反行為を行つた者の氏名等の公表に関する権限の財務局長等への委任）

第四十四条の四の二　長官権限のうち第三十八条の二第三項の規定により委員会に委任された法第百九十二条の二の規定による権限は、法令違反行為を行つた者の住所若しくは居所の所在地又は法令違反行為が行われた地を管轄する財務局長（当該所在地又は当該行われた地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該所在地又は当該行われた地が国外にある場合にあつては関東財務局長）に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

第四十四条の五第三項中「第百八十七条」を「第百八十七条第一項」に改める。

第四十五条第二号中「第十三号」を「第十三号から第十五号まで」に改め、同条第四号中「第百九十八条第二号の三」を「第百九十八条第二号の二又は第二号の三」に改め、同条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　法第百九十八条の六第二号の罪

（銀行法施行令の一部改正）

第二条　銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）の一部を次のように改正する。

第四条の二の二第一項第一号中「この項」の下に「、第十二条の二」を加える。

第五条の二第二項中第六号を第七号とし、第一号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一　日本銀行に対する預け金

第九条の表第十八条の項を削る。

第十二条の二第二号中「（第四条の二第二項に規定する親法人等をいう。以下この条において同じ。）」を削り、同条第六号中「同条第十五項」を「法第二条第十五項」に改める。

第十三条を次のように改める。

（国内に保有すべき資産等）

第十三条　法第四十七条の二の規定による外国銀行支店の資産の保有は、次に掲げる資産を国内において保有することにより行わなければならない。

一　日本銀行に対する預け金

二　現金並びに金融庁長官が別に定める国内の金融機関（当該外国銀行支店に係る第十二条の二に規定する特殊の関係のある者（同条第一号から第五号までに掲げる者に限る。）を除く。）に対する預金及び貯金

三　国債

四　地方債

五　特別の法律により法人の発行する債券

六　特別の法律により設立された法人の発行する出資証券

七　金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第六条の規定により元本の補**塡**の契約をしている金銭信託の受益権

八　金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている株式を発行する国内の会社の担保付社債

九　国内に住所又は居所を有する者に対する貸付金であつて内閣府令で定めるもの

十　その他金融庁長官が適当と認める資産

2　法第四十七条の二に規定する政令で定める額は、二十億円とする。

第十四条の二中「（会社法」の下に「（平成十七年法律第八十六号）」を加える。

第十六条の四の表第五十二条の三十四第一項の項及び第六十三条第七号の項中「若しくは監査役」を「、監査役若しくは会計監査人」に改める。

第十六条の十一第二号中「（昭和十八年法律第四十三号）」を削る。

第十七条の二第一項第一号中「第十六条の二第四項」を「第十六条の二第七項」に、「及び第四十七条の二」を「並びに第四十七条の三」に改める。

第十七条の三第一項第一号中「第五十二条の二十三第三項」を「第五十二条の二十三第六項」に改める。

（保険業法施行令の一部改正）

第三条　保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）の一部を次のように改正する。

第四条の六第一項中「以下」の下に「この条及び次条において」を加え、同項中第十五号を第十六号とし、第十二号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第十一号の次に次の一号を加える。

十二　法第百条の五第二項

第三十七条の七の表第二百七十一条の三十第一項の項及び第三十八条の十四の表第二百七十二条の四十第二項において準用する第二百七十一条の三十第一項の項中「若しくは監査役」を「、監査役若しくは会計監査人」に改める。

（公認会計士法施行令の一部改正）

第四条　公認会計士法施行令（昭和二十七年政令第三百四十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の二中「（昭和二十三年法律第二十五号）」の下に「第二条第一項第十一号に掲げる有価証券及び当該有価証券に係るもの並びに同法」を加える。

（国の債権の管理等に関する法律施行令の一部改正）

第五条　国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和三十一年政令第三百三十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第七号中「第十五項」を「第十七項」に改める。